

民事訴訟費用等に関する規則（原文は縦書き）

昭和四十六年六月十四日最高裁判所規則第五号

改正 昭和四七年六月二四日最高裁判所規則第六号

同四七年九月二八日同第九号

同四八年六月一日同第四号

同四九年一〇月二九日同第八号

同五〇年十一月一五日同第七号

同五一年六月一六日同第五号

同五二年六月一三日同第一号

同五三年六月一三日同第二号

同五四年三月三十一日同第一号

同五四年六月一八日同第三号

同五五年五月六日同第三号

同五五年六月一六日同第四号

同五五年九月一〇日同第五号

同五五年一〇月二三日同第八号

同五六年六月一五日同第五号

同五七年六月一四日同第三号

同五九年六月一八日同第四号

同六〇年六月一七日同第二号

同六一年六月一六日同第三号

同六二年六月一五日同第二号

同六三年六月一三日同第三号

平成元年六月一四日同第二号

同二年四月二四日同第二号

同二年五月一六日同第三号

同二年五月一六日同第四号

同二年六月一三日同第五号

同三年六月一二日同第二号

同四年六月一〇日同第七号

同五年六月一〇日同第三号

同六年六月三〇日同第四号

同七年六月七日同第二号

同八年六月六日同第三号

同八年一二月一七日同第六号

同九年六月五日同第二号
同一〇年六月一日同第二号
同一一年六月九日同第三号
同一二年六月九日同第八号
同一二年七月一二日同第九号
同一五年三月一九日同第七号
同一五年六月一六日同第一三号
同一五年一月一二日同第二三号
同一六年六月九日同第一〇号
同一六年一〇月六日同第一五号
同一七年一月一日同第一号
同一七年一月一日同第二号
同一八年二月八日同第二号

民事訴訟費用等に関する規則を次のように定める。

民事訴訟費用等に関する規則

(趣旨)

第一条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項については、この規則の定めるところによる。

(当事者等の旅費等の額)

第二条 法第二条第四号イの（１）の最高裁判所が定める額は、次のとおりとする。

一 当事者等（法第二条第四号に規定する当事者等をいう。以下同じ。）の普通裁判籍の所在地を管轄する簡易裁判所の主たる庁舎の所在する場所と出頭した場所を管轄する簡易裁判所の主たる庁舎の所在する場所とが同一とならないときの額は、これらの間の距離（一キロメートル未満の端数は切り捨てる。）が十キロメートル未満のときは、三百円とし、その距離が十キロメートル以上のときは、その距離に、別表第一の上欄に掲げる当該距離の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額を乗じて得た額とする。

二 当事者等の普通裁判籍の所在地を管轄する簡易裁判所の主たる庁舎の所在する場所と出頭した場所を管轄する簡易裁判所の主たる庁舎の所在する場所とが同一となる時の額は、三百円とする。ただし、当事者等の出頭のための旅行の出発地である当事者等の住所、居所、事務所又は営業所、当事者等が雇用、委任その他の法律上の行為に基づき就業する他人の住所等が出頭した場所を中心とする半径五百メートルの円の範囲内にあるときは、

零とする。

2 法第二条第四号ロの日当の額は、一日当たり三千九百五十円とする。

3 法第二条第四号ハの宿泊料の額は、一夜当たり、宿泊地が、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）別表第一に定める甲地方である場合においては八千五百円、乙地方である場合においては七千五百円とする。

（平一五最裁規二三・全改）

（訴状その他の書類の作成及び提出の費用の額）

第二条の二 法第二条第六号の書類の作成及び提出の費用の額は、別表第二の上欄に掲げる申立てに係る事件については一件につきそれぞれ同表の下欄に掲げる額とし、職権により開始された基本となる手続に係る事件については一件につき八百円とする。

2 前項の費用の額のうち別表第二の一の項及び四の項に掲げる申立てに係る事件についてのものは、準備書面等を送付すべき相手方の数を五で除して得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）に各項により算出して得た額を乗じて得た額とする。ただし、次の各号に掲げる事件については、この額からそれぞれ当該各号に定める額を控除した額とする。

一 別表第二の一の項に掲げる申立てに係る事件のうち民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百七十五条第二項又は第三百九十五条若しくは第三百九十八条第一項（同法第四百二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により和解又は支払督促の申立ての時に訴えの提起があつたものとみなされた事件 八百円

二 別表第二の一の項に掲げる申立てに係る事件のうち労働審判法（平成十六年法律第四十五号）第二十二条第一項（同法第二十三条第二項及び第二十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により労働審判手続の申立ての時に訴えの提起があつたものとみなされた事件及び同表の四の項イに掲げる申立てに係る事件 千円

（平一五最裁規二三・全改、平一七最裁規一・平一七最裁規二・一部改正）

（官庁等からの書類の交付に要する費用の額）

第二条の三 法第二条第七号の最高裁判所が定める額は、百六十円とする。

（平一五最裁規七・追加、平一五最裁規二三・一部改正）

（強制執行の申立て等のための債務名義の正本の交付等に要する費用の額）

第二条の四 法第二条第十二号の最高裁判所が定める額は、五百八十円とする。(平一五最裁規二三・追加)

(民法第三百八十五条の規定による通知を書面とした場合の通知の費用の額)

第二条の五 法第二条第十八号の最高裁判所が定める額は、五百円とする。

(平一五最裁規二三・追加)

(翻訳料の額)

第三条 法第二条第八号の翻訳料の額は、外国語を日本語に翻訳したものについては訳文を記載した四百字詰め用紙一枚につき千六百元、日本語を外国語に翻訳したものについては原文を記載した四百字詰め用紙一枚につき三千元、その他のものについては訳文を記載した用紙一枚につき裁判所が相当と認める額とする。

(昭五五最裁規五・平一五最裁規二三・一部改正)

(手数料の納付を必要とする申立て)

第四条 法別表第一の一七の項トの申立ては、次に掲げる申立てとする。

一 借地非訟事件手続規則(昭和四十二年最高裁判所規則第一号)第五条第一項ただし書、民事調停規則(昭和二十六年最高裁判所規則第八号)第八条第二項(第二十条において準用する場合を含む。)又は家事審判規則(昭和二十二年最高裁判所規則第十五号)第五条第二項の規定による代理人の選任の許可を求める申立て

二 民事調停規則第六条第一項又は第二項の規定による民事執行の手続の停止又は続行を命ずる決定を求める申立て

三 家事審判規則第十五条の三第三項(第十五条の四第二項において準用する場合を含む。)の規定による原審判の執行の停止又は執行処分の取消しを命ずる審判又は裁判を求める申立て

四 家事審判規則第三十七条(第六十八条、第九十条(第九十一条において準用する場合を含む。))、第百二条及び第百十八条において準用する場合を含む。)の規定による処分の取消しの申立て

五 家事審判規則第百十二条の規定による遺産の分割禁止の審判の取消し又は変更の申立て

(昭四九最裁規八・昭五五最裁規三・昭五五最裁規八・平二最裁規三・平二最裁規四・平一五最裁規二三・平一六最裁規一五・一部改正)

(現金をもつてする手数料の納付等)

第四条の二 法第八条ただし書の規定により手数料を現金をもつて納めることができる場合は、納付する手数料の額が百万円を超える場合とする。

2 手数料を現金をもつて納める場合には、財務省令で定める様式の一通の納付書により、日本銀行（本店、支店、代理店又は歳入代理店（日本銀行の歳入金等の受入に関する特別取扱手続（昭和二十四年大蔵省令第百号）第一条に規定する歳入代理店をいう。）をいう。）に納付するとともに、当該手数料の納付を証明する財務省令で定める様式の領収証書を裁判所に提出しなければならない。

3 一回の手数料の納付は、現金をもつてするものと収入印紙をもつてするものとに分割して行うことができない。

(平一五最裁規二三・追加)

(予納義務の免除)

第五条 法第十二条第一項の最高裁判所が定める場合は、法第三章に定める給付を請求することができる者が、予納すべき当事者又は事件の関係人の同居の親族である等の理由により、その給付の請求をしないことが明らかな場合とする。

(証人等の路程賃の額)

第六条 法第二十一条第二項の路程賃の額は、一キロメートルにつき三十七円以内とする。ただし、一キロメートル未満の端数は、切り捨てる。

2 天災その他やむを得ない事情により前項に定める額の路程賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、同項の規定にかかわらず、路程賃の額は、実費額の範囲内とする。

(昭五〇最裁規七・昭五四最裁規一・平二最裁規二・平一五最裁規二三・一部改正)

(証人等の日当の額)

第七条 法第二十二条第二項の日当の額は、証人、民事訴訟法第八十七条第一項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による審尋をした参考人及び事実の調査のために裁判所から期日に出頭すべき旨の呼出しを受けた者については一日当たり八千円以内、鑑定人、通訳人及び同法第二百十八条第二項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）又は公害紛争処理法（昭和四十五年法律第八号）第四十二条の三十二第二項の規定による説明者については一日当たり七千六百円以内とする。

（昭四七最裁規六・昭四七最裁規九・昭四八最裁規四・昭五〇最裁規七・昭五一最裁規五・昭五二最裁規一・昭五三最裁規二・昭五四最裁規三・昭五五最裁規四・昭五六最裁規五・昭五七最裁規三・昭五九最裁規四・昭六〇最裁規二・昭六一最裁規三・昭六二最裁規二・昭六三最裁規三・平元最裁規二・平二最裁規三・平二最裁規五・平三最裁規二・平四最裁規七・平五最裁規三・平六最裁規四・平七最裁規二・平八最裁規三・平八最裁規六・平九最裁規二・平一〇最裁規二・平一一最裁規三・平一二最裁規八・平一五最裁規一三・平一五最裁規二三・平一六最裁規一〇・一部改正）

（証人等の宿泊料の額）

第八条 法第二十三条第二項の宿泊料の額は、一夜当たり、宿泊地が、国家公務員等の旅費に関する法律別表第一に定める甲地方である場合においては八千七百円以内、乙地方である場合においては七千八百円以内とする。

（昭四八最裁規四・昭五〇最裁規七・昭五四最裁規一・平二最裁規二・平一五最裁規二三・一部改正）

（第三債務者の供託に要する書類等の作成の費用の額）

第八条の二 法第二十八条の二第一項第三号の書類の作成の費用の額は、供託又はその事情の届出一件につき百五十円とする。

（平一五最裁規二三・追加）

（資料の提出等）

第九条 裁判所は、法第三章に定める給付に関し必要と認めるときは、その請求をする者に対し費用の明細書その他の資料の提出等を求めることができる。

附則

この規則は、昭和四十六年七月一日から施行する。ただし、第四条の規定は、同年十月一日から施行する。

附則（昭和四七年六月二四日最高裁判所規則第六号）

- 1 この規則は、昭和四十七年七月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前に要した費用については、なお従前の例による。

附則（昭和四七年九月二八日最高裁判所規則第九号）

この規則は、昭和四十七年九月三十日から施行する。

附則（昭和四八年六月一一日最高裁判所規則第四号）

- 1 この規則は、昭和四十八年七月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前に要した費用については、なお従前の例による。

附則（昭和四九年一〇月二九日最高裁判所規則第八号）抄

- 1 この規則は、昭和四十九年十月三十一日から施行する。

附則（昭和五〇年一一月一五日最高裁判所規則第七号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に要した費用については、なお従前の例による。

附則（昭和五一年六月一六日最高裁判所規則第五号）

- 1 この規則は、昭和五十一年七月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前に支給原因の生じた日当の額については、なお従前の例による。

附則（昭和五二年六月一三日最高裁判所規則第一号）

- 1 この規則は、昭和五十二年七月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前に支給原因の生じた日当の額については、なお従前の例による。

附則（昭和五三年六月一三日最高裁判所規則第二号）

- 1 この規則は、昭和五十三年七月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前に支給原因の生じた日当の額については、なお従前の例による。

附則（昭和五四年三月三十一日最高裁判所規則第一号）

- 1 この規則は、昭和五十四年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前に要した費用については、なお従前の例による。

附則（昭和五四年六月一八日最高裁判所規則第三号）

- 1 この規則は、昭和五十四年七月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前に支給原因の生じた日当の額については、なお従前の例による。

附則（昭和五五年五月六日最高裁判所規則第三号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）の施行の日（昭和五十五年十月一日）から施行する。

附則（昭和五五年六月一六日最高裁判所規則第四号）

- 1 この規則は、昭和五十五年七月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前に支給原因の生じた日当の額については、なお従前の例による。

附則（昭和五五年九月一〇日最高裁判所規則第五号）

- 1 この規則は、昭和五十五年十月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前に民事訴訟等において提出された書類の書記料及び翻訳料の額については、なお従前の例による。

附則（昭和五五年一〇月二三日最高裁判所規則第八号）抄

(施行期日)

1 この規則は、民法及び家事審判法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第五十一号）の施行の日（昭和五十六年一月一日）から施行する。

附則（昭和五十六年六月一五日最高裁判所規則第五号）

- 1 この規則は、昭和五十六年七月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前に支給原因の生じた日当の額については、なお従前の例による。

附則（昭和五十七年六月一四日最高裁判所規則第三号）

- 1 この規則は、昭和五十七年七月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前に支給原因の生じた日当の額については、なお従前の例による。

附則（昭和五十九年六月一八日最高裁判所規則第四号）

- 1 この規則は、昭和五十九年七月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前に支給原因となる事実が生じた日当の額については、なお従前の例による。

附則（昭和六〇年六月一七日最高裁判所規則第二号）

- 1 この規則は、昭和六十年七月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前に支給原因となる事実が生じた日当の額については、なお従前の例による。

附則（昭和六十一年六月一六日最高裁判所規則第三号）

- 1 この規則は、昭和六十一年七月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前に支給原因となる事実が生じた日当の額については、なお従前の例による。

附則（昭和六二年六月一五日最高裁判所規則第二号）

- 1 この規則は、昭和六十二年七月一日から施行する。

2 この規則の施行前に支給原因となる事実が生じた日当の額については、なお従前の例による。

附則（昭和六三年六月一三日最高裁判所規則第三号）

1 この規則は、昭和六十三年七月一日から施行する。

2 この規則の施行前に支給原因となる事実が生じた日当の額については、なお従前の例による。

附則（平成元年六月一四日最高裁判所規則第二号）

1 この規則は、平成元年七月一日から施行する。

2 この規則の施行前に支給原因となる事実が生じた日当の額については、なお従前の例による。

附則（平成二年四月二四日最高裁判所規則第二号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前に要した費用については、なお従前の例による。

附則（平成二年五月一六日最高裁判所規則第三号）抄

（施行期日）

第一条 この規則は、法の施行の日から施行する。

（民事保全法施行の日＝平成三年一月一日）

附則（平成二年五月一六日最高裁判所規則第四号）抄

（施行期日）

1 この規則は、民事保全法（平成元年法律第九十一号）の施行の日から施行する。（民事保全法施行の日＝平成三年一月一日）

附則（平成二年六月一三日最高裁判所規則第五号）

- 1 この規則は、平成二年七月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前に支給原因となる事実が生じた日当の額については、なお従前の例による。

附則（平成三年六月一二日最高裁判所規則第二号）

- 1 この規則は、平成三年七月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前に支給原因となる事実が生じた日当の額については、なお従前の例による。

附則（平成四年六月一〇日最高裁判所規則第七号）

- 1 この規則は、平成四年七月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前に支給原因となる事実が生じた日当の額については、なお従前の例による。

附則（平成五年六月一〇日最高裁判所規則第三号）

- 1 この規則は、平成五年七月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前に支給原因となる事実が生じた日当の額については、なお従前の例による。

附則（平成六年六月三〇日最高裁判所規則第四号）

- 1 この規則は、平成六年七月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前に支給原因となる事実が生じた日当の額については、なお従前の例による。

附則（平成七年六月七日最高裁判所規則第二号）

- 1 この規則は、平成七年七月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前に支給原因となる事実が生じた日当の額については、なお従前の例による。

附則（平成八年六月六日最高裁判所規則第三号）

- 1 この規則は、平成八年七月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前に支給原因となる事実が生じた日当の額については、なお従前の例による。

附則(平成八年一二月一七日最高裁判所規則第六号)抄

(施行期日)

第一条 この規則は、民事訴訟法（平成八年法律第九号。以下「新法」という。）の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成一〇年一月一日)

附則（平成九年六月五日最高裁判所規則第二号）

- 1 この規則は、平成九年七月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前に支給原因となる事実が生じた日当の額については、なお従前の例による。

附則（平成一〇年六月一日最高裁判所規則第二号）

- 1 この規則は、平成十年七月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前に支給原因となる事実が生じた日当の額については、なお従前の例による。

附則（平成一一年六月九日最高裁判所規則第三号）

- 1 この規則は、平成十一年七月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前に支給原因となる事実が生じた日当の額については、なお従前の例による。

附則（平成一二年六月九日最高裁判所規則第八号）

- 1 この規則は、平成十二年七月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前に支給原因となる事実が生じた日当の額については、なお従前の例による。

による。

附則（平成一二年七月一二日最高裁判所規則第九号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十三年一月一日から施行する。

（民事訴訟費用等に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

2 この規則の施行前に申し立てられた裁判所における民事事件、行政事件及び家事事件に係る民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）第二条第六号に規定する書記料の額（同号の規定により、又はその例によるものを含む。）については、なお従前の例による。

附則（平成一五年三月一九日最高裁判所規則第七号）

（施行期日）

この規則は、民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十四年法律第百号）及び日本郵政公社法施行法（平成十四年法律第九十八号）の施行日から施行する。

（施行の日＝平成一五年四月一日）

附則（平成一五年六月一六日最高裁判所規則第一三号）

1 この規則は、平成十五年七月一日から施行する。

2 この規則の施行前に支給原因となる事実が生じた日当の額については、なお従前の例による。

附則（平成一五年一一月一二日最高裁判所規則第二三号）

（施行期日）

第一条 この規則は、平成十六年一月一日から施行する。ただし、第一条中民事訴訟費用

等に関する規則第四条第一号の改正規定は、公布の日から施行する。

(当事者等の旅費等の額に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の民事訴訟費用等に関する規則（以下「新規則」という。）第二条の規定は、当事者等（当事者若しくは事件の関係人、その法定代理人若しくは代表者又はこれらに準ずる者をいう。）がこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う期日への出頭及び施行日以後に出発する旅行について適用し、施行日前に行った期日への出頭及び施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

2 前項の規定は、司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第二百二十八号）による改正後の民事訴訟費用等に関する法律（以下「新費用法」という。）第二条第五号に規定する代理人（法定代理人及び特別代理人を除く。）の期日への出頭及びそのための旅行並びに新費用法第二十八条の二第一項第一号に規定する第三債務者の供託のための旅行に準用する。

(訴状その他の書類の作成及び提出の費用の額に関する経過措置)

第三条 新規則第二条の二の規定は、施行日以後に申立てがされ、又は職権により開始された事件（基本となる手続に係るものに限る。次項を除き、以下同じ。）に係る費用について適用し、施行日前に申立てがされ、又は職権により開始された事件に係る費用については、なお従前の例による。

2 新規則別表第二の五の項に掲げる申立てに係る事件であつて、当該事件に関する費用額確定処分がされるまでの間に基本となる手続に係る申立てがされなかったもののうち、施行日以後に当該事件に係る申立てがされたものに係る費用については、前項の規定にかかわらず、新規則第二条の二の規定を適用し、施行日前に当該事件に係る申立てがされたものに係る費用については、なお従前の例による。

3 施行日が担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第三百三十四号）の施行の日（平成一六年四月一日）前である場合には、当該施行の日の前日までの間における新規則別表第二の規定の適用については、同表の三の項中「強制執行又は競売若しくは収益執行の申立て」とあるのは「強制執行又は競売の申立て」と、同表の五の項口中「民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第五十五条第一項の規定による売却のための保全処分若しくは同条第五項の規定によるその取消し若しくは変更の申立て」とあるのは「民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第五十五条第一項若しくは第二項の規定による売却のための保全処分若しくは同条第四項の規定によるその取消し若しくは変更の申立て」と、「同法第八十七条第一項の規定による不動産競売の開始決

定前の保全処分若しくは同条第四項の規定によるその取消しの申立て、同法第九十条第二項の動産競売の開始の許可の申立て」とあるのは「同法第八十七条の二第一項若しくは第二項の規定による不動産競売の開始決定前の保全処分若しくは同条第四項の規定によるその取消しの申立て」とする。

4 施行日が人事訴訟法（平成十五年法律第九号）の施行の日（平成一六年四月一日）前である場合には、当該施行の日の前日までの間における新規則別表第二の五の項トの規定の適用については、同規定中「家事審判法（昭和二十二年法律第五十二号）第十五条の六の規定による申立て、人事訴訟法（平成十五年法律第九号）第三十九条第一項の規定による申立て」とあるのは、「家事審判法（昭和二十二年法律第五十二号）第十五条の六の規定による申立て」とする。

（官庁等からの書類の交付等に要する費用の額に関する経過措置）

第四条 新規則第二条の三及び第二条の四の規定は、施行日以後に申立てがされ、又は職権により開始された事件に係る費用について適用し、施行日前に申立てがされ、又は職権により開始された事件に係る費用については、なお従前の例による。

2 前項の規定は、新費用法第二条第十四号に規定する同条第十二号の交付等を受ける等のために裁判所以外の官庁等に提出すべき書類で官庁等の作成に係るものの交付を受けるために要する費用に準用する。

（民法第三百八十五条の規定による通知を書面でした場合の通知の費用の額に関する経過措置）

第五条 新規則第二条の五の規定は、施行日以後に申立てがされ、又は職権により開始された事件に係る費用について適用し、施行日前に申立てがされ、又は職権により開始された事件に係る費用については、なお従前の例による。

2 施行日が担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律の施行の日前である場合には、当該施行の日の前日までの間における新規則第二条の五の規定の適用については、同条の見出し中「民法第三百八十五条の規定による通知」とあるのは、「民法第三百八十一条又は第三百八十五条の規定による通知」とする。

（第三債務者の供託の費用の請求等に関する経過措置）

第六条 新規則第八条の二の規定は、施行日以後にされた第三債務者の供託について適用

し、施行日前にされた第三債務者の供託については、なお従前の例による。

2 附則第二条第二項及び前項に定めるところのほか、施行日前にされた第三債務者の供託に係る費用については、なお従前の例による。

附則（平成一六年六月九日最高裁判所規則第一〇号）

1 この規則は、平成十六年七月一日から施行する。

2 この規則の施行前に支給原因となる事実が生じた日当の額については、なお従前の例による。

附則（平成一六年一〇月六日最高裁判所規則第一五号）抄

（施行期日）

第一条 この規則は、破産法（平成十六年法律第七十五号。附則第七条において「新破産法」という。）及び破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十六年法律第七十六号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成一七年一月一日）

（民事訴訟費用等に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第七条 この規則の施行前にされた破産の申立て又はこの規則の施行前に職権でされた破産の宣告に係る新破産法附則第二条の規定による廃止前の破産法（大正十一年法律第七十一号）第三百四十五条第一項の相続財産に関する破産事件についての第五条の規定による改正前の特別家事審判規則第二十九条において準用する家事審判規則（昭和二十二年最高裁判所規則第十五号）第三十七条の規定による相続財産の保存又は管理に関する処分の取消しの申立てについては、第九条の規定による改正後の民事訴訟費用等に関する規則第四条第四号及び別表第二の五の項トの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（平成一七年一月一日最高裁判所規則第一号）抄

（施行期日）

第一条 この規則は、民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律（平

成十六年法律第百五十二号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成一七年四月一日)

- 一 略
- 二 第九条中民事訴訟費用等に関する規則別表第二の五の項ホの改正規定 行政事件訴訟法の一部を改正する法律(平成十六年法律第八十四号)の施行の日(平成十七年四月一日)
- 三 略

附則(平成一七年一月一日最高裁判所規則第二号)抄

(施行期日)

第一条 この規則は、法の施行の日から施行する。

(労働審判法施行の日=平成一八年四月一日)

附則(平成一八年二月八日最高裁判所規則第二号)抄

(施行期日)

1 この規則は、会社法(平成十七年法律第八十六号)の施行の日(次項において「施行日」という。)から施行する。

(施行の日=平成一八年五月一日)

別表第一(第二条関係)(平一五最裁規二三・追加)

上 欄	下 欄
十キロメートル以上百キロメートル未満	一キロメートルにつき 三十円
百キロメートル以上三百一キロメートル未満	一キロメートルにつき 五十円
三百一キロメートル以上	(一) 三百一キロメートル未満の部分 一キロメートルにつき 五十円

	(二) 三百一キロメートル以上の部分 一キロメートルにつき 四十円
--	--------------------------------------

別表第二（第二条の二関係）（平一五最裁規二三・追加、平一六最裁規一五・平一七最裁規一・平一八最裁規二・一部改正）

項	上 欄	下 欄
一	イ 訴えの提起（民事訴訟法の規定による手形訴訟、小切手訴訟及び少額訴訟によるものを除く。）、控訴の提起、上告の提起、上告受理の申立て又は再審の訴えの提起 ロ 民事保全法（平成元年法律第九十一号）の規定による保全命令の申立て、保全抗告の提起又は保全命令の申立てについての裁判に対する抗告の提起	千五百円。ただし、次の場合には、その定めるところにより算出して得た額を加えた額 (一) 当該民事訴訟等の資料とされた訴状その他の申立書及び準備書面その他の当事者の主張を記載した書面の合計の通数が五を超えるときは、その超える通数十五までごとに、千円 (二) 当該民事訴訟等の資料とされた書証の写しの通数が十五を超えるときは、その超える通数五十までごとに、千円
二	和解の申立て又は支払督促の申立て	八百円
三	裁判所における手続を求める申立てで、基本となる手続が開始されるもの（法第九条第一項若しくは第三項又は第十条第二項の規定による申立て並びにこの表の一の項及び二の項に掲げる申立てを除く。）	千円。ただし、強制執行又は競売若しくは収益執行の申立てに係る事件における申立人以外の債権者については五百円
四	イ 民事訴訟法の規定による手形訴訟若しくは小切手訴訟の終局判決に対する異議の申立て又は少額訴訟の終局判決に対する異議の申立て ロ 民事保全法の規定による保全異議の申立て又は保全取消しの申立	一の項の例により算定した額
五	イ 民事訴訟法の規定による文書提出命令の申立て、検証の目的の提示の申立て、秘密記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を当事者に限る決定の取消しの申立て又は訴えの提起前における証拠保全の申立	八百円

て

ロ 執行裁判所の執行処分に対する執行異議の申立て、執行文の付与の申立てに関する処分に対する異議の申立て、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第四十七条第四項若しくは第四十九条第五項の規定による裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、同法第五十五条第一項の規定による売却のための保全処分若しくは同条第五項の規定によるその取消し若しくは変更の申立て、同法第五十六条第一項の規定による地代等の代払の許可を求める申立て、同法第六十二条第三項若しくは第六十四条第六項の規定による裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、同法第六十八条の二第一項の規定による買受けの申出をした差押債権者のための保全処分の申立て、同法第七十五条第一項の規定による売却の不許可の申出若しくは売却許可決定の取消しの申立て、同法第七十七条第一項の規定による最高価買受申出人若しくは買受人のための保全処分の申立て、同法第七十八条第六項の規定による裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、同法第八十三条第一項の規定による不動産の引渡命令の申立て、同法第百十五条第一項の規定による船舶国籍証書等の引渡命令の申立て、同法第百二十七条第一項の規定による差押物の引渡命令の申立て、少額訴訟債権執行の手續における裁判所書記官の執行処分に対する執行異議の申立て、同法第百八十七条第一項の規定による担保不動産競売の開始決定前の保全処分若しくは同条第四項の規定によるその取消しの申立て、同法第百九十条第二項の動産競売の開始の許可の申立て又は民事執行規則（昭和五十四年最高裁判所規則第五号）第八十一条の規定による船舶国籍証書等

の再取上命令の申立て

ハ 破産法（平成十六年法律第七十五号）第四百四十八条第一項第一号、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第一百十九条第一号又は会社更生法（平成十四年法律第五百五十四号）第二百二十七条第一号の規定による裁判上の費用に係る申立て（この表の他の項に掲げる申立てを除く。）

ニ 破産法第二百五条第一項の規定による破産債権査定申立て、同法第七十三条第一項の規定による否認の請求、同法第七十八条第一項の規定による役員等の責任の査定の申立て、民事再生法第五十五条第一項の規定による再生債権の査定の申立て、同法第三十五条第一項の規定による否認の請求、同法第一百四十三条第一項若しくは第二項の規定による損害賠償請求権の査定の申立て、同法第一百四十九条第一項の規定による価額決定の請求、同法第二百二十七条第一項の規定による再生債権の評価の申立て、会社更生法第九十五条第一項の規定による否認の請求、同法第一百条第一項の規定による役員等の責任の査定の申立て、同法第五十五条第一項の規定による価額決定の請求又は同法第五十一条第一項の規定による更生債権等査定申立て

ホ 行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第一百三十九号）の規定による執行停止決定の取消しの申立て又は仮の義務付け若しくは仮の差止めの決定の取消しの申立て

ヘ 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二十七条第八項の規定による申立て

ト 家事審判法（昭和二十二年法律第五百五十二号）第十五条の六の規定による申立て、人事訴訟法（平成十五年法律第九号）第三十九条第一項の規定による申立て、家事審判規

	<p>則第三十七条（第六十八条、第九十条（第九十一条において準用する場合を含む。）、第一百零二条及び第一百零八条において準用する場合を含む。）の規定による処分の取消しの申立て又は家事審判規則第一百零二条の規定による遺産の分割禁止の審判の取消し若しくは変更の申立て</p> <p>チ 執行官の執行処分又はその遅怠に対する執行異議の申立て</p>	
六	<p>破産法、民事再生法又は会社更生法の規定による参加の届出</p>	五百円

この表の各項の上欄に掲げる申立てには、当該申立てについての規定を準用し、又はその例によるものとする規定による申立てを含むものとする。